日調連発第４７４号
平成２３年3月３０日

各土地家屋調査士会長　　殿
連　合　会　役　員　　殿

日本土地家屋調査士会連合会長

法務省民事局からの通達等の送付について（通知）

不動産登記規則等の一部を改正する省令（平成 23 年法務省令第 5 号）の施行に伴い、法務省民事局から法務局及び地方法務局へ下記の通達等が発せられましたので通知します。

なお、上記施行に伴う登記事務の取扱いの留意点は、①証明書の交付の請求、②登記完了証、③受付帳の３点となっております。

記

○　登記完了証の交付の方法について

○　平成 23 年 3 月 25 日付け法務省民二第 644 号　法務局長及び地方法務局長あて
法務省民事局長通達
「不動産登記事務取扱手続準則の一部改正について（通達）」

○　平成 23 年 3 月 25 日付け法務省民二第 767 号　法務局長及び地方法務局長あて
法務省民事局長通達
「不動産登記規則等の一部改正に伴う登記事務の取扱いについて（通達）」

○　平成 23 年 3 月 25 日付け法務省民二第 768 号　法務局長及び地方法務局長あて
法務省民事局民事第二課長依命通知
「不動産登記規則等の一部改正に伴う登記事務の取扱いについて（依命通知）」

○　平成 23 年 3 月 25 日付け法務省民総・民二第 769 号　法務局民事行政部長及び地方法務局長あて
法務省民事局総務課長及び法務省民事局民事第二課長通知
「不動産登記規則第 124 条第 4 項等の規定により従前の登記記録の権利部の相当区を閉鎖する場合の登記事務の取扱いについて（通知）」